

議案第 37 号

大野市青年活動推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱案

令和 6 年 3 月 26 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市青年活動推進事業補助金の終期見直し及び補助金の申請等にかかる所要の改正を行うため

大野市教育委員会告示第 号

大野市青年活動推進事業補助金交付要綱（平成30年教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（対象者）</u></p> <p>第2条 補助金の交付を受けることができるものは、<u>次に掲げる要件を全て満たす青年団体（以下「青年団体」という。）とする。</u></p> <p><u>(1)市内に在住又は市内の事業所に勤務する40歳未満の者が半数以上いること。</u></p> <p><u>(2)市内で活動を行っていること。</u></p> <p>（補助金の額）</p> <p>第4条 市長は、青年団体が実施する事業に要する経費に対して、<u>150,000円</u>を上限に、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、同一団体への交付は1の年度内において1回を限度とする。</p>	<p><u>（補助対象者）</u></p> <p>第2条 補助金の交付を受けることができるものは、<u>概ね40歳未満の青年で組織され、市内で活動を行う青年団体（以下「青年団体」という。）とする。</u></p> <p>（補助金の額）</p> <p>第4条 市長は、青年団体が実施する事業に要する経費に対して、<u>300,000円</u>を上限に、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、同一団体への交付は1の年度内において1回を限度とする。</p>

附 則 (この要綱の失効) 2 この要綱は、 <u>令和9年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (この要綱の失効) 2 この要綱は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
--	--

様式第2号を別紙のように改める。

様式第9号を別紙のように改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

事業計画書

青年団体名 \_\_\_\_\_

① 構成員（当てはまる項目を○で囲んでください。（複数選択可）） 中学生、高校生、専門学校・短大・大学生、社会人 ／10代、20代、30代、40代、50代以上	
② 構成 人数	全構成人数 _____ 人 内、市内に在住又は市内の事業所に勤務する40歳未満の者の人数 _____ 人
③ これまでの主な活動	
④ 事業目標	
⑤ 事業計画（できるだけ具体的に）	

※頁が不足する場合は適宜頁を増やしてください。

事業実施報告書

青年団体名 \_\_\_\_\_

<p>① 構成員（当てはまる項目を○で囲んでください。（複数選択可）） 中学生、高校生、専門学校・短大・大学生、社会人 ／10代、20代、30代、40代、50代以上</p>	
<p>② 構成 人数</p>	<p>全構成人数 _____ 人 内、市内に在住又は市内の事業所に勤務する40歳未満の者の人数 _____ 人</p>
<p>③ 事業実績（いつ、どこで、何を実施し、どのような成果（参加人数、SNS効果等）があったかを記載してください。）</p>	

※頁が不足する場合は適宜頁を増やしてください。